

「学校いじめ防止基本方針」

学校法人 愛泉学園

香ヶ丘リベルテ高等学校

学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「いじめは絶対に許さない」という方針を明確に示している。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

すべての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することがないように、「いじめ対応マニュアル」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等について対策を行う。学校全体がいじめ問題を正しく理解し、生徒が安心して学習その他の活動にとりくむ。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- *冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- *仲間はずれ、集団による無視をされる。
- *軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- *金品をたかられる。
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- *パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる等。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ対策委員会

(2) 構成員

校長・副校長・教頭・主任（チーフ）・生徒指導・人権担当・（養護教諭）

(3) 役割

- ア. 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ. いじめの未然防止
- ウ. いじめ対応
- エ. 教職員の資質向上のための校内研修
- オ. 年間計画の企画と実施
- カ. 年間計画進捗のチェック
- キ. 各取り組みの有効性の検証
- ク. 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

(1) (普通科)

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

普通科年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談 窓口周知 生徒への相談窓口 周知 携帯電話取り扱いについて指導 新入生歓迎会 宿泊リエンション 三者懇談	保護者への相談 窓口周知 生徒への相談窓口 周知 携帯電話取り扱いについて指導 三者懇談	保護者への相談 窓口周知 生徒への相談窓口 周知 携帯電話取り扱いについて指導 三者懇談	第1回いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 第1回生徒報告会議 「いじめ防止基本方針」のHP更新 第4回PTA実行委員会
5月	性教育講演会 学年行事	性教育講演会 学年行事	性教育講演会 進路行事 学年行事	第2回生徒報告会議 第1回PTA総会
6月	芸術鑑賞会 私の主張コンクール 人権HR	芸術鑑賞会 私の主張コンクール 人権HR	芸術鑑賞会 私の主張コンクール 人権HR	第1回PTA実行委員会

7月	三者懇談	三者懇談	三者懇談	第3回生徒報告会議 アンケート分析 第2回いじめ対策委員会
8月				教員研修会 学園祭実行委員合宿
9月	体育祭HR 学園祭HR 体育祭	体育祭HR 学園祭HR 体育祭	体育祭HR 学園祭HR 体育祭	第4回生徒報告会議 第3回いじめ対策委員会 防災訓練
10月	学年行事	学年行事	学年行事	第5回生徒報告会議 第2回PTA実行委員会
11月	学園祭 生徒会役員選挙 人権教育映画	学園祭 生徒会役員選挙 人権教育映画 修学旅行	学園祭 生徒会役員選挙 人権教育映画	第2回PTA総会 教育講演会 第3回PTA実行委員会
12月		修学旅行		第4回いじめ対策委員会
1月		進路行事		
2月			卒業式	第6回生徒報告会議 入試
3月				年間総括会議 第5回いじめ対策委員会

(2) 表現教育科

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

表 現 教 育 科 年 間 計 画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4月	保護者への相談 窓口周知 生徒への相談窓口 周知 携帯電話取り扱いについて指導 新入生歓迎会 宿泊刈エンターション	保護者への相談 窓口周知 生徒への相談窓口 周知 携帯電話取り扱いについて指導	保護者への相談 窓口周知 生徒への相談窓口 周知 携帯電話取り扱いについて指導	第1回いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 第1回生徒報告会議 「いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	三者懇談 スポーツ大会	三者懇談 スポーツ大会	三者懇談 スポーツ大会	第2回生徒報告会議
6月	学園祭HR	学園祭HR	進路保護者会	第1回PTA総会 インターネット・携帯電話に関する安全教室・講演 第1回PTA実行委員会
7月	三者懇談 性教育講演会 アンケート	三者懇談 性教育講演会 アンケート	三者懇談 性教育講演会 アンケート 3年生ライブ	1学期 総括会議 教員研修会 第3回生徒報告会議 アンケート分析 第2回いじめ対策委員会
8月	薬物乱用防止 講演会 イングリッシュキャンプ アクティブキャンプ	薬物乱用防止 講演会	薬物乱用防止 講演会	
9月	学園祭 校内行事 人権教育映画 アンケート	学園祭 校外行事 人権教育映画 アンケート	学園祭 校外行事 人権教育映画 アンケート	第4回生徒報告会議 第2回PTA実行委員会 第3回いじめ対策委

10月	生徒会役員選挙 進路保護者会	生徒会役員選挙 進路保護者会 修学旅行保護者 説明会	生徒会役員選挙	委員会 第5回生徒報告会議 第3回PTA実行 委員会 第2回PTA総会 教育講演会
11月		2年表現ライブ		第4回いじめ対策委 員会
12月	三者懇談	修学旅行		2学期総括会議
1月	私の主張コンクール	私の主張コンクール		第6回生徒報告会議
2月			卒業式	入試 年間総括会議
3月				第5回いじめ対策委 員会

5 取り組み状況の把握と検証（P D C A）

いじめ対策委員会は、定例会議を年間に5回開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

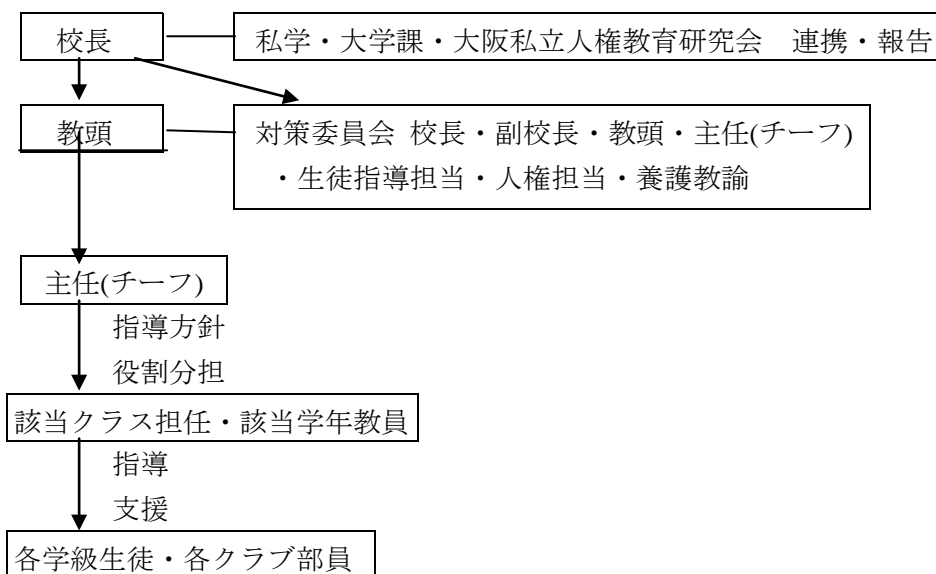
1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのため、本校では、いじめはどの生徒にも起りうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるようコミュニケーション活動を重視した活動に取り組めます。

体 制



2. いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して以下のような基本的な認識をもたせる。

- ①いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと。
 - ②いじめ問題に対しては被害者の立場にたった指導を行うこと。
 - ③いじめ問題は学校のあり方が問われる問題であること。
 - ④特別活動、人権教育を充実させ、規範意識を高め、集団での望ましい人間関係を図ること。
 - ⑤いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むこと。
- また、生徒に対して以下のような基本的な認識をもたせる。

- ①いじめはどの生徒にも起こりうる。
- ②いじめは基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない。
- ③いじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑にコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や表現教育を取り入れる。また、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が生徒達を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。また、教職員の温かい声かけ等が生徒達の日頃から気軽に相談できる環境につながる。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いに模擬授業をしたり、公開授業などを取り入れ、意見交換をしていくことが大切である。それには、お互いに遠慮することなく、質問したり、相談したりできる関係も大切であり、その上で生徒参加型の授業を工夫していくことが求められる。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、授業や学校行事に参加・活躍できる場を与えていくことで、集団のなかでの自分の居場所を作らせ、集団の一員としての自覚や自信を持たせる。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いに認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方に注意を払うため、生徒への声かけが適切であったか、集団の中で浮いた存在にしていなかったか等を、教職員が互いに確認し合えることが大切である。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組として、授業や行事において、生徒一人ひとりの様子を観察し、声かけを積極的にしていくとともに評価をしてあげることが大切である。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、人権ホームルームにおいて具体的な事例を紹介し、規範意識を高め自分がその場においてどのような行動をとるべきか、また、いじめに発展しないためにどうすべきか等を考えさせていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は隠匿生が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、朝礼・終礼で一人ひとりの様子に目を配るのはもちろん、放課後等も生徒と雑談する機会を積極的に設けることが大切である。

担任や教科担任が常に、情報交換をすることを心がけ、些細なことでも情報を共有することが大切である。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態掌握の方法として、定期的なアンケートを学期毎に行う。

定期的な教育相談の機会としては、三者懇談がある。日常の観察として休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、「生徒がいるところには教職員がいる」ことを目指す。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、チェックリストを参考に、生徒の気になるところ等、学校での様子、家庭での様子を互いに連絡しあうことが必要である。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、定期的な面談以外に、日頃から自分から相談できる雰囲気をつくることを心がける。そのためには、日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくり、教職員と生徒の信頼関係を形成する必要がある。
- (4) 人権HRや人権行事、三者懇談等で、担任はもちろん主任(チーフ)や養護教諭などに気軽に相談できることを伝えていくことにより、相談体制を広く周知する。また、定期的なアンケート等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。

- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、個人情報保護法に沿って取り扱い、管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導にあたるのが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よっていじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに教頭や主任（チーフ）等に報告し、いじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会と情報を共有する。その後は当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報して、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育をうけられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめをとめさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力をもとめるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけではなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒はいつ自分が被害を受けるかも知れないという不安をもっていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒達だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通じて、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。

体育祭（スポーツ大会）や学園祭などの行事は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 必要に応じて、ネット上のいじめの概要や学校の対応、家庭での留意点などを説明し、ネット上のいじめに対する学校における対応方針を伝えること。
- (4) ネット上のいじめを予防するために以下の取り組みを推進する。
- ア. 子どもの携帯電話等の実態を把握する。
 - イ. ネット上のいじめ等についての子どもたちとの話し合いの機会を設ける。
 - ウ. 家庭での携帯電話の利用に関するルールづくりを呼びかける。
 - エ. 保護者への啓発に関する取り組みを行うこと。
 - オ. 非行防止教室・サイバーセキュリティに関する講演。
 - キ. インターネット安全教室・携帯電話に関する安全教室の実施。
- 以上を通して「情報の受け手」・「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

以 上

附則 この方針は平成26年3月31日に公布する。
この方針は平成26年4月1日から施行する。